

## 地場産業論の展開と地域 (1)

米 田 公 則\*

The Theory of Local Industries and Community (1)

Kiminori KOMEDA

### 1. はじめに——地場産業論の考察の意義

地場産業の重要性が指摘されてから久しい。地場産業はいわば地域密着型の産業であり、地域社会にとって重要な生活の土台を可能にする産業であるといわれている。また、清成氏も指摘するように「地域をつくる産業」として地場産業は注目され、下平尾勲氏のいうように「まちおこしとしての地場産業」の重要性を指摘する声もある。

このような地場産業の見方がある一方、経済不況の影響は地方ほど深刻であり、ますます、大都市と地方都市、中央と地方の格差が拡大していることを指摘する議論も多い。

さらにこれに追い打ちをかけているのが、市場原理を導入した経済「構造改革」である。あらゆる領域への市場原理の導入は、一方においては「弱者切り捨て」の問題を発生させる。市場原理の導入は中央と地方、強者と弱者の格差をよりいっそう拡大させることになる。このように考えると地場産業の意義は、ますます重要になってきているということもできる。

しかし、90年代以降、地場産業をめぐる環境は急激な変化を見せている。詳細は後述するが、グローバル化の進行に伴う社会経済的環境の変化、政府の中小企業政策の変化など戦後の大きな転換点ともいべき環境の変化であろう。

このような環境の変化に対して、地場産業をめぐる議論も転換をせざるを得ない。そして、そこでの議論は当然のごとく地場産業の振興、地域の振興に役立つものとしての方策を模索するものである。しかし、そこでの議論には問題はないのだろうか。今日のグローバル化の状況下では、一見地場産業の振興という方向性が提出されたとしても実はそこには地場産業の解体の可能性さえあるのではないかと思う。

本論文は、そもそも地場産業とは何かという議論から出発し、今日の経済社会的環境の変化をふまえ、今日の地場産業論の議論を検討し、そこでの問題点・課題を明らかにする。

さらに、具体的事例を検討し、これらの議論が正当であるのかどうかを検証したい。

---

\* 文化情報学部 文化情報学科

## 2. 地場産業の捉え方

### (1) 地場産業の定義

地場産業とは何か。地場産業の意味については、多くの人に漠然とした了解を得ることはできよう。しかし、その定義を明確にしようとした場合、研究者によって若干の相違がある。その相違は、単なる定義の問題ではなく、定義によって規定される地場産業をどのようにみているのかにも深く関わっている。

地場産業の一般的規定は山崎充氏や松井一郎氏の次の定義でほぼ満たされていよう<sup>1)</sup>。

- ①特定の地域に、起こった時期が古く、伝統のある産地である。(歴史性)
- ②特定の地域に同一業種の中小零細企業が地域的集団を形成して集中立地している。(産地性)
- ③生産、販売構造が社会的分業体制を特徴としている。(社会的分業体制)
- ④その地域独自の特産品を生産している。(特産品生産)
- ⑤市場を広く全国や海外に求めて製品を販売している。(全国市場、海外市場＝市場の広域性)

また、松井一郎氏は、地場産業を次の5つの要件で定義している。

- ①地場産業の担い手が中小企業(主体)
- ②特定地域内に相当程度の企業集積がみられる(産地形成)
- ③地域にある資源(資源、労働力、原材料、技術、自然など)を活用する(地元資源活用)
- ④同一業種の製品を加工生産する製造業が主体(同種製品製造業)
- ⑤製品販売が地域だけでなく、地域外の広域に及ぶ(広域市場)

これらの代表的な定義からもわかるように、定義が不明確といわれながらも一定の共通項がみられる。山崎氏の「産地性」という要件の中に、松井氏の「主体」と「産地形成」は含まれており、松井氏の「地元資源活用」は、山崎氏の「歴史性」と深く関わっている。つまり、特定地域が産地として形成されるためには、他地域に対して何らかの相対的に有利な「地元資源」がある(あった)ことが必要である。また、「特産品生産」と「同種製品製造業」という点も、基本的には共通の性格を持つ。もちろん、ここで山崎氏は、伝統的な在来産業を強く意識しているということを忘れてはならない。

以上から、地場産業とは、中小企業が「主体」となり、地域にある「地元資源」を活用した伝統的な「歴史性」を有し、「同種製品生産」をするための「社会的分業体制」によって「産地性」を形成し、その製品を地域外の「広域市場」(国内・海外)に、販売することによって、地域社会に寄与している産業ということができよう。

### (2) 地場産業の類型

上記のように地場産業を規定する上での一般的要件を論じたが、様々な性格・特徴を持った地場産業を一律に論じることは不可能であり、何らかの類型化の基準が求められなければならない。小原久治氏は「類型化」の基準として、次の11を設けている。ここではそれらを批判・検討したい。

類型1：業種別産業：「製品あるいは原材料の物質的性格」

- 類型 2 : 輸出型か内需型か : 「製品の輸出向け・内需向け市場」
- 類型 3 : 伝統的か現代的か : 「地場産業・産地形成の歴史的時期」
- 類型 4 : 在来産業か移植産業か : 「生産形態の生成・移入時期」
- 類型 5 : 在来型技術か, 移植技術か : 「近代工業技術移植過程の差異」
- 類型 6 : 伝統的在来型か, 進行型地場産業か : 「地場産業・産地形成の歴史的形成的仕方」
- 類型 7 : 都市型か, 地方型か : 「産業立地」
- 類型 8 : 完成品型か中間品型か : 「製品用途」
- 類型 9 : 産地完結型か社会的分業型か大企業下請け型か : 「地場産業・産地の経済的・経営的機能の差異と生産形態」
- 類型 10 : 社会的分業依存型か一貫生産型か : 「地場産業・産地の生産技術の成り立ち方と分業形態」
- 類型 11 : 工場一貫生産型か問屋制家内工業型か : 「地場産業・産地の製品の生産方法」

小原氏の類型化の基準はそれぞれ地場産業を理解する上で必要な項目である。しかし、類型化の基準として考えるとき、これらの11の基準が同列に論じられることには多少問題があろう。

例えば、類型1の業種別産業の分類をそのまま類型化の基準とすることは類型化の意味をなさない。また、類型2は、「市場の広域性」に関わるものであるが、海外市場は歴史的に変化するものであり、たとえば旧来海外市場に依存していた産業、たとえば焼き物のノベリティなどは今日急速に市場を喪失している。「市場の広域性」はその産業の将来展望に深く関わるものであるが、類型化の基準としては今日必ずしも適切ではない。

よって、類型化の基準として検討されなければならないのは類型3以下であり、これは同時に、上記の地場産業の要件との関わりの中で求められなければならない。つまり、基準のポイントとなるのは、要件の有り様である。

第一の「主体」の有り様は、中小企業である。しかし、中小企業にも様々なレベルである。家族経営的な零細企業から、全国展開、あるいは世界展開をする中堅企業まで存在をする。このレベルと質の問題は、こんにちのグローバリゼーションへの対応に重要な影響を与えることとなる。

第二の「歴史性」の有り様は、小原氏の類型3から類型6に関わる。類型3の「産地形成の歴史的時期」と類型4の「生産形態の生成・移入時期」は、ほぼ同義であり、産地形成の時期と在来産業・移植産業の差異は必然的に重なる。

問題とされるのは、類型5の「近代工業技術移植過程」の問題と類型6の「在来産業・産地の歴史的形成的仕方」である。技術で問題とされなければならないのは、その技術が移植であるかどうかではなく、独自技術（伝統的技法や独自の集積を含む）であるのか、近代技術の中で常に変化を遂げながら、今日に至っているものであるかという点であろう。伝統的技法を含む独自技術が存在する地場産業であれば、産地としてのブランド化＝他産地との差異化を図ることが可能である。

それに対して、近代技術依存の地場産業は、歴史的に一定の条件の下で産地を形成してきたが、同一製品を生産する他産地との差異化が困難である。そのために、産地形成を可

能にした条件面での相対的な優位性が喪失すれば、危機に陥ることになる。よって、歴史性に基づいて分類するならば、以下のようになろう。

- ①伝統的独自技術依存型
- ②伝統的近代技術依存型
- ③現代的独自技術依存型
- ④現代的近代技術依存型

分類①の「伝統的独自技術依存型」の地場産業は、「伝統的工芸品産業」がその代表である。政府は伝統的技法にもとづく地場産業の育成と振興を目的として「伝統的工芸品産業振興法」を、1974年に施行した。

この法は、(1)主として日常生活に使われるもの、(2)伝統的な技術技法によるもの、(3)伝統的な原料を主に使用するもの、(4)一定地域にまとまり、ある程度の従事者を持つもの、などの基準によって〈伝統的工芸品〉を選定し、その技術者を〈伝統工芸士〉として認定し、保護・育成を図ろうというものである。よって、この類型の地場産業は完成品型であり、伝統工芸品として一定のブランドを形成しているのであり、その多くは中小零細ではあるが、為替の変動や市場の動向などの影響を相対的に受けにくく、決して成長する地場産業ではないが、一定程度の安定性を有している。

分類②の「伝統的近代技術依存型」というものは、出発は在来産業であるが、近代技術を積極的に導入することによって展開してきた地場産業群である。陶磁器産業などはこの分類に入るであろう。瀬戸・東濃地域の陶磁器産業は歴史的に「瀬戸物」といわれ、古い伝統を持っているが、焼き物として伝統的な手法を用いるのは、一部の「伝統的工芸品」のみであり、その他は近代的な工場でコスト削減を図るといった他の産業と違いのないものである。

分類③の「現代的独自技術依存型」の地場産業を見いだすのは容易ではない。なぜなら、移植産業において独自技術が確立し、それが地場に根付くことは困難であるからである。移植産業における独自技術の確立は、個別企業の内部に蓄積され、地域に蓄積されるのではない。また、そのような技術は他地域に移植することが可能である。

むしろ、ここで考えなければならないことは、地域としての集積、産業集積の問題である。この問題は今後の地場産業にとって重要な問題であるので、後ほど検討したい。

分類④の「現代的近代技術依存型」も、近代産業の中小企業集積を意味する。そしてその多くは類型8の中間品型であり、類型9の大企業下請け型である。つまり、この分類は、例えば「伝統的工芸品産業」に代表される旧来の地場産業のイメージとは必ずしも一致せず、広く中小企業群という見方をした方が妥当なのかも知れない。

また、分類③や④であまり問題とされることがないが、「技術」の問題が「技能」の問題と深く関わっていることを見逃してはならない。

第三の「産地性」の有り様は、類型8から類型11に関わるものであり、「社会的分業体制」や「特産品生産」「同種製品製造業」などが問題にされる。小原氏は、これらを地場産業・産地の「製品用途」「経済的・経営的機能の差異と生産形態」「生産技術の成り立ち方と分業形態」「製品の生産方法」の基準で分類している。これらはいわば「製造」「販売」「消費」を基準としたものである。

「製造」は、産地内分業構造の多様な形態からなる。

「販売」は、純粹に販売にかかわる基準ではなく、「製造」と「販売」の関係を含めた、社会的分業体制が問題になる。つまり、製造業者と商社や問屋などとの関係が問題になる。

「消費」に関わる部分は、「市場の広域性」に関わる。自らの地域外に市場を持っていることが、地場産業の1つの基準であるが、その市場が国内に重点があるのか、それとも海外市場を視野に入れた産業であるのかが、1つの基準となろう。

また、これらの「産地性」の有り様は、先ほどの4つの技術分類と深く連動している。「特産品生産」は、明らかに「伝統工芸品産業」イメージしているし、「製品用途」が中間品であるものは、「現代的独自技術依存型」に該当する。

つまり、大きな類型としては、先ほどの歴史性を加味した技術の性格によって分類が可能であるということができよう。

### (3) 地場産業の抱える一般的問題点

次に地場産業の抱えている一般的問題点についてふれたい。なぜなら、80年代以降の変化を考えると、地場産業の抱える問題点の変化を比較するための出発点になるからである。地場産業の抱える一般的問題点は、多くの論者に指摘されている。それらは次の10点にまとめることができよう。

- ①販売力の弱さ
- ②市場動向への対応力の弱さ
- ③金融力の弱さ
- ④生産技術の低さ
- ⑤後継者、技術者不足（高齢化）
- ⑥経営意識の乏しさ、立ち後れ
- ⑦業者間の過当競争、産地間競争
- ⑧商品企画機能の低さ
- ⑨費用価格の上昇、商品単価の低迷
- ⑩問屋への依存

これらの問題が生じる背景には、第一に地場産業・産地産業の多くが中小あるいは零細企業によって支えられていることに起因する。③の金融力の弱さ、④の生産技術の低さはそれを顕著に表している。また、中小零細企業が多いために、⑩の問屋への依存が高くなり、①の販売力も弱く、②の市場動向への対応も必然的に遅れてしまう。それは結果として、⑥の経営意識を弱くし、⑧の商品企画機能を問屋などに依存することになり、より一層依存体質を強くすることになるのである。

経営基盤が弱く、製品が高付加価値の製品を生産・販売できなければ、必然的に賃金は低くなり、若年労働者には魅力的な労働の場とならず、⑤の後継者難＝高齢化という問題を発生させるのである。

このような一般的な問題点への処方箋は、すでに多くのところで論じられている<sup>2)</sup>。旧来の中小企業対策としては、地域振興の観点からも、政府は中小企業独自の金融政策をとり、金融力の強化を図るとともに、新技術や新製品の開発を進め、企画開発力を強化するための諸方策がとられてきた。

では、現実に地場産業の振興はうまくいったということができようか。様々な振興策がとられながらも、70年代まではあまり現状に変化はなく、80年代の円高状況以降は多くの地場産業が危機に瀕している。これは何を意味しているのか。

それは結局、地場産業全体をみた場合には、多くの地場産業が低賃金状況に依存した体質を克服することができず、それを脱するための高付加価値製品を開発する能力に欠けていたことを意味している。つまり、高度成長期までと同様に、先進諸国に対して相対的に低賃金を土台にした安価製品の製造によって、海外にまで市場を広げるという体質は変化がなかったとみることができる。

### 3. 90年代以降の地場産業をめぐる社会経済的環境の変化

90年代以降の地場産業をめぐる社会経済的環境の変化については、多くのところで論じられている。多少の表現の違いはあるが、基本的に次の3点が指摘されている。つまり、第一に、グローバリゼーションという社会経済的環境の変化に伴う地場産業の変化、第二は、90年代以降の長期不況の影響、第三は、中小企業基本法の改正に代表される地場産業振興政策の変更に伴う変化である。

第一は、グローバリゼーションの進行に伴う地場産業をめぐる環境の変化である。グローバリゼーションが地場産業にもたらす影響の第一は、販売市場における価格競争の激化である。価格競争の激化は、すでに80年代からの円高の進行から始まり、海外市場でのメリットを喪失させてきた。特に、90年代以降の超円高・ドル安の状況は、相対的な低賃金に支えられた安価な商品の生産によって海外に進出していたいわゆる輸出依存型の地場産業の分野に壊滅的な打撃を与えた。

しかし、90年代以降のグローバリゼーションの影響は市場の縮小にとどまらない。杉岡碩夫氏の指摘にもあるように、90年代以降の顕著な変化は、アジア近隣諸国の急速な工業化の進展にともなうものである。アジア諸国は相対的に低賃金であるために、もしも同一技術レベルの製品（これは必ずしも完成品である必要性はない）であれば、当然価格競争において国内の企業は敗北せざるを得ない。

さらに海外との通信手段や運搬手段が画的に進歩し、同時に低コスト化したために製品に関する様々な情報のやりとりがより容易になり、様々な状況に迅速に対応することができるようになった。かつての日本製品が貼られたレッテルである「安かろう悪かろう」というイメージでみられていた中国製品は、急速にその質を高めている。

その理由は、第一に現地スタッフの質の向上（そのための企業の努力）はいうまでもないが、同時に情報通信手段の発達で、日本とアジア諸国との実質的な距離を圧縮していることに注目する必要がある。今日製品コストの安価さが輸送コストを上回れば、必然的に商品としては海外製品が勝利を収めることとなる。

このような製品（完成品、中間品）の価格競争の状況は、実は地場産業のみの現象ではなく、あらゆる産業の分野に生じている状況である。地場産業の本来の性格であった産地内分業体制、社会的分業体制が、一部ではあるが崩壊し、海外との取引を含めた分業体制、社会的分業を進めているという点である。

第二の長期不況の影響については、第一の変化と連動して、市場へ深刻な影響を与えて

いる。ブランドとして有名な有田焼の製品が、100円ショップで売られるという事態は、これまでないことであった。消費者にとっての「価格破壊」ということは、生産者にとっては「価格崩壊」を意味する。さらに、長期不況にもかかわらず、為替相場において、急速に円安に進むということもないために、これまでのように海外に販路を求めるといったことができない状況に変わりがない。

第三の地場産業振興政策の変更は、上記の変化に対応するものであったということもできよう。中小企業基本法の改正については、下平尾勲氏の詳細な分析を参考にしながら概観する<sup>3)</sup>。1990年に出された「新中小企業基本法」(以下、新法)はまず基本理念から大幅な修正が加えられている。「旧中小企業基本法」(以下、旧法)では大企業と中小企業との間にある「諸格差の是正」を目的としていたのに対し、「新法」では、「独立した多様で活力ある中小企業の育成と成長」を目的としている。

この理念のもとに、「旧法」では中小企業には「経済成長への寄与」や「就業機会の増大」が期待されていたのに対し、「新法」では「新たな産業の創出」「市場原理の促進」「就業機会の増大」「地域経済活性化」が期待されている。

これらの期待される役割は一見、あまり変化がないようであるが、その背景にある「原理」は大きく異なる。「旧法」の原理としては、「保護政策、底上げ、近代化促進、倒産回避、従業員の所得の引き上げ」など、基本的に保護育成政策の中で大企業との格差を是正することを目的としていた。それに対して、「新法」では、「自由競争、市場主義、やる気のある企業の育成」という、いわば経済主義に則り、競争原理の中で、倒産があり得ることを示唆している。つまり、中小企業を一律に保護育成するというのではなく、競争原理を導入し、選別しようというものである。

理念が変更されれば、必然的に政策も変更されることとなる。「旧法」では「中小企業構造の高度化」「事業活動の不利な条件の改善と補正」などを柱に、中小企業を近代化・強化しようとしたのに対し、「新法」では「経営革新・創業の促進」「経営基盤強化(経営資源の充実)」を上げ、旧法では設備の近代化などを図ろうとしたのに対し、新法では創業など積極的な展開を試みようとする中小企業の支援に重点を置いている。

また、見逃してはならない点は、中小企業の定義として、「旧法」では、例えば、製造業などが資本金1億円未満であったものが、「新法」では3億円未満となっている。

これらのことから、明らかに「新法」では、市場原理を導入し、それに対応できない零細企業を切り捨てられ、中小企業というより中堅企業となりうる企業、ベンチャー企業などを支援するというものとなっている。

このような新法に対し、下平尾氏は次のような問題点を指摘している。第一は、旧法の役割とその背景についての認識の問題である。旧法は、貿易の自由化(国際化)、技術革新、労働力不足、生活様式の基本変化(市場)への対応の必要性から制定されたにもかかわらず、それらに対する正当な認識が欠如し、ただ「格差の是正」のためのものとして旧法がとらえられている。そのため、新法では、新事業創造の側面のみを中小企業政策一般と同一視するという誤りを犯すこととなっている。

第二の問題は、新法の成立に関する中小企業をめぐる現状認識である。下平尾氏は、第二の致命的問題点として、大企業と中小企業との相互依存関係について配慮(理解)の欠如を指摘している。

大企業＝近代化されたもの、中小企業＝保護され底上げされるべきもの、という理解に対し、下平尾氏は、「我が国の大企業は、広範囲に存在する中小企業の技術力、低賃金労働力、中小企業製品に立脚して発展してきた」のであり、「中小企業の経営努力は中小企業の利益となっただけではなく多くは大企業に利益をもたらした」と指摘する<sup>4)</sup>。

これらの指摘は的確なものである。大企業の発展は中小企業の展開なしにはあり得なかった。しかし、別の角度からいえば、上記のような理解の欠如は実は意図的なものであるとみることもできる。つまり、そこには大企業と中小企業との関係の変化が背景にある。

これは、大企業の「ケイレツ」の変化をみても明らかなように、国内で一定の閉鎖的・安定的な企業間連関が構築されていたものが、大企業の海外進出に伴い、その進出に対応できる中小企業、正確には中堅企業と、それ以外の零細企業との格差がより鮮明になってきたことが背景にあると考えられる。企業は過去の関係よりも、現在の関係、将来の関係を重視する。世界展開をする企業からみれば、それに対応できる企業とそうでない企業との関係は必然的に異なるものとなるのである。

下平尾氏が、「我が国における経済の空洞化と事業活動の低迷からの脱出を中小企業の二重構造の解消問題とすり替えて中小企業政策を論じているところに問題がある」と指摘するように、問題の本質的な部分には目をつぶり、ベンチャー企業育成、新産業創造という一見積極的な中小企業政策を打ち出すことにより、中小企業の選別・切り捨てを容認する内容となっている<sup>5)</sup>。

#### 4. 地場産業をとらえる視点の変遷

前節においては、地場産業を取り巻く環境の変化に焦点を当てて論じてきたが、それに対して地場産業をめぐる視点はどのように変化してきたのであろうか。ここでは、大きく80年代までの地場産業論の視点と90年代以降の視点の相違点に注目する。

##### (1) 80年代までの地場産業論の視点

80年代の地場産業論は、基本的にそれ以前の地場産業論の視点を踏襲している。もちろん、高度成長期の地場産業が活発で、その活力の源を検討しようというものと、円高以降の地場産業論とは、その視点がポジティブなものであるのとネガティブなところから出発している点では大きな違いがあるといえることができる。ここでは、80年代以前の議論を大きく「産地発展論」と分類したい。つまり、先に触れた地場産業の問題点を指摘し、その改善の方向性を模索するという方向性を持つものである。

80年代の円高以降の地場産業論の分類としては、地場産業・産地の構造改革とその方向性を基準にした黄氏のものがある。彼は地場産業を「産地維持論」「産地限界論」「先進国型産地移行論」に分類している<sup>6)</sup>。

しかし、これらの分類に、「産地発展論」を含めて考えれば、これらの相違は分類というよりも、重点の置き方によるものではなからうか。

「産地維持論」は、産地の維持・発展（振興）を、地域経済の視点からトータルに捉えたものが多く、「地域経済分析重視型」の地場産業論といえることができる。この流れには、「地域経済を支える地場産業」という考え方やバブル経済崩壊後に登場してきた「ま



ちおこしとしての地場産業」という考え方も含まれよう。

これに対し、「産地限界論」は、製品・事業の見直し、社会的分業構造の見直しなど、産業構造の限界を打破する方向性を模索するものであり、「産業分析重視型」の地場産業論ということができる。

「先進国型産地移行論」に分類されているものは、「産地限界論」の延長線上にあるもので、その限界を打開する方向性として先進諸国の事例を分析し、それを活用するといういわば「先進事例重視型」の地場産業論ということができる。

さらに注目すべきは、これらの分類は全体として地場産業の重点の移行とみることもできるのである。つまり、円高前後の地場産業の危機状況の中では、地域経済分析を重視し、その影響・重要性を強調する議論が多かったのに対して、そのレベルの議論に限界をみて、積極的に打開策を検討しようとする見直しが行われ、その1つの方向性として、「先進諸国」での事例を検討しようとするものとみることもできよう。そのような事例の1つとして「第三のイタリア」は、多くの地場産業・中小企業研究者に注目すべき比較・検討対象として取り上げられている。

## (2) 90年代以降の地場産業論の注目点——産業集積

90年代半ば以降の地場産業研究で注目を集めているのは、産業集積の視点である。これは、97年に「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」（以下「地域産業集積活性化法」）が制定されたこととも相まって、関心を高めている。

2000年版中小企業白書では、「集積（＝産業集積）」を、「地理的に接近した特定の地域内に多数の企業が立地するとともに、各企業が受発注取引や情報交流、連携などの企業間関係を生じている状態」と定義している。

この中小企業白書では、集積の変容と諸類型にも触れている。従来の典型的な「集積」として、(1)「産地型集積」＝その地域内の原材料、労働力、技術などの経営資源が蓄積され、きわめて地場産業的色彩の強いもの、(2)「企業城下町型集積」＝特定の大企業を中心にその周辺地域に多数の下請け企業群が集積、(3)「都市型集積」＝都市部を中心に部品、金型、試作品などを製造する製造業が集積したものを挙げている。

さらにこの「都市型集積」には、①「大都市工業型集積」（大田、東大阪など）、②「地方都市型集積」（浜松、諏訪・岡谷など）、③「都市産業型集積」などに分類されている。

このような「産業集積」論と旧来からの「地場産業」論との特徴的な違いはどこにあるのであろうか。その第一点は、地場産業の定義では、「歴史性」が問題とされているのに対して、産業集積の定義は、産地性のみが問題とされる点である。地域にある「地元資源」を活用した伝統的な「歴史性」は、ほとんど問題とされない。

もちろん、その「歴史性」が、産業にとって「ブランド」として機能するのであれば、その「歴史性」が付加価値を高めることになり、重要な要素となる。例えば、今日百貨店などにならんでいる有田焼の高級食器などは「ブランド化」に成功した例であろう。しかし、そうでなければ、産業集積の議論の中では、「歴史性」は問題とされない。よって、必然的に戦後の産業集積地域であっても、対象の地域となる。

相違点の第二は、対象とされる産業集積の規模が、拡大したことである。97年の「地域産業集積活性化法」で承認された地域は、北は東北の八戸地域から南は九州の熊本地域

まで、全国の中規模都市を中心に、23地域になっており、中小企業庁が問題としている「産業集積」は、上記の(3)「都市型集積」に偏重していることがわかる。

これらの産業集積地域は、企業数100社以上、工業出荷額1,000億円以上の地域とされ、この活性化法が対象としているのが、ある程度の規模以上の都市・地域である点を看過してはならない。

最後に見逃してならない第三の相違点は、中小企業庁が「産業集積」のもつ「創業・経営革新促進機能」に注目している点である。これは政府の中小企業政策の理念が「大企業との格差の是正」から「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」に転換してこととも深く関わっている。

地場産業論の焦点が「産業集積」に特化されるとき、創業・経営革新の視点から「産業集積」をとらえることによって、これまでの地場産業論にあまり注目されなかった点が浮き彫りにされるようになってきた。

それは、産業集積が地域との関係の中でよりいっそうとらえられるようになってきた点である。湖中氏は、地域産業の再生への道は地域の人たちが主体になって推進しなければならないとして、「地元企業はもとより、地方自治体、商工会議所や大学、各種団体、金融機関、非営利組織などが有機的に連携をはかりながら、地域内発型の新しい産業クラスターを形成することが不可欠である」<sup>7)</sup>と述べているが、ここに産業集積論の視点が明確にでている。つまり、従来の地場産業論では、産業を中心に議論を進め、それを援助・支援するという視点でのみ行政などが問題にされてきた。

しかし、産業集積論は、もちろん産業の集積を可能にしたもの、するものという視点から、行政のみならず、広く地域産業の再生、集積という視点で、大学をはじめ、各種団体、非営利組織などを視野に入れているのである。

結局、産業集積の議論は、産業集積のメリットを生かして、より高付加価値、高技術、差別化された商品を生産することによって、賃金面などのメリットを生かして急成長している国々に対して、先進国の産業集積地域が生き残りを図っていくかというものである。

(続く)

## 注

- 1) 山崎充『日本の地場産業』ダイヤモンド社 1979
- 2) 清成忠男・森戸哲編『地域社会と地場産業』1980、下平尾勲『地場産業』1996、小原久治『地域経済を支える地場産業・産地の振興策』1996などを参照。
- 3) 下平尾勲『構造改革下の地域振興』藤原書店 2001 第三章「中小企業基本法の改正と地域振興」を参照。
- 4) 同上 154頁
- 5) 同上 179頁
- 6) 黄先晨『日本の地場産業・産地分析』税務経理協会 1997 6頁～12頁
- 7) 湖中齊『産業集積の再生と中小企業』30頁

参考文献

- 辻本芳郎『日本の在来工業』大明堂 1978  
清成忠男・森戸哲編『地域社会と地場産業』日本経済評論社 1980  
板倉勝高『地場産業の発達』大明堂 1981  
石倉三男『地場産業と地域経済』ミネルヴァ書房 1989  
松井一郎『地域経済と地場産業』公人の友社 1993  
国民金融公庫総合研究所編・中小企業リサーチセンター『転機を迎えた地域経済』1995  
中小企業総合研究機構『地場産業の経営戦略』1995  
吉田良生『グローバル化時代の地場産業と企業経営』成文堂 1995  
下平尾勲『地場産業』新評論 1996  
吉田啓一『転機に立つ中小企業』新評論 1996  
小川正博『創造する日本企業』新評論 1996  
小原久治『地域経済を支える地場産業・産地の振興策』高文堂出版社 1996  
黄完晨『日本の地場産業・産地分析』税務経理協会 1997  
関満博・福田順子編『変貌する地場産業』新評論 1998  
石倉三男『地場産業と地域振興』ミネルヴァ書房 1999  
下平尾勲『構造改革下の地場産業』藤原書店 2001  
長谷川秀男『地域経済論』日本経済評論社 2001  
荒木國臣『転換期の地場産業』MBC21 2001  
関満博・佐藤日出海編『21世紀型地場産業の発達戦略』新評論 2002  
井出策夫編著『産業集積の地域研究』大明堂 2002  
湖中齊『産業集積の再生と中小企業』世界思想社 2003